News Release

あなたの街のパートナーバンク
しまなみ信用金庫

2026 年 9 月

お客さま各位

しまなみ信用金庫

当座勘定規定および預金規定の改定について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、しまなみ信用金庫（理事長　和木　俊二）では、「2026 年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みに伴い、下記のとおり当座勘定規定および預金規定を一部改定いたしますのでお知らせいたします。

記

１．改定対象の規定

当座勘定規定、普通預金規定、納税準備預金規定、貯蓄預金規定、通知預金、定期積金規程、各種定期預金規定

２．改定内容

（１）手形・小切手の振出期限の設定

（２）他行を支払地とする手形・小切手の入金扱いの受付終了

（３）自己宛小切手の発行終了

なお、改定の詳細につきましては、別紙の新旧対照表をご確認ください。

３．改定日

２０２６年１０月１日（木）

以　上

本件に関するお問い合わせ先
しまなみ信用金庫　事務部
TEL　０８４８－６３－９９１１

当座勘定規定（新旧対比表）

変　更　後	変　更　前
１．（当座勘定への受入れ） （１）　当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 （２）　手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 （中略） **７．（手形、小切手の支払）** （１）　小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、２０２６年１０月１日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 **８．（手形、小切手用紙）** （１）　当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ただし、２０２６年９月３０日までに振り出してください。 （２）　当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ２０２６年９月３０日までに振り出された手形であることを確認してください。 （３）　前２項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 （中略） **13.（支払保証に代わる取扱い）** 小切手の支払保証はしません。	**１．（当座勘定への受入れ）** （１）　当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 （追加） （２）　手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。 （中略） **７．（手形、小切手の支払）** （１）　小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （追加） **８．（手形、小切手用紙）** （１）　当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （追加） （２）　当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 （追加） （３）　前２項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 （中略） **13.（支払保証に代わる取扱い）** 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付、その金額を当座勘定から引落します。

変　更　後	変　更　前
17.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）　手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、２０２６年１０月１日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが 呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することが できるものとします。 （２）　前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	17.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）　手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （追加） （２）　前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
18.（線引小切手の取扱い） （１）　線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、２０２６年１０月１日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。 （２）　前項の取扱いをしたため、小切手法第３８条第５項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 （2026 年 10 月 1 日改定）	18.（線引小切手の取扱い） （１）　線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 （追加） （２）　前項の取扱いをしたため、小切手法第３８条第５項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 （2025 年 10 月 1 日改定）

当座勘定規定（新旧対比表）

変　更　後	変　更　前
＜小切手用法＞ １．この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 ２．小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、２０２６年１０月１日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 ３．小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。	＜小切手用法＞ １．この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 ２．小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 （追加） ３．小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
＜約束手形用法＞ １．この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 ２．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名捺印に際しては，当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	＜約束手形用法＞ １．この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 ２．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名捺印に際しては，当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
＜為替手形用法＞ １．この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 ２．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名捺印に際しては，当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	＜為替手形用法＞ １．この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。 ２．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名捺印に際しては，当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

普通預金規定　貯蓄預金規定（新旧対比表）

変　更　後	変　更　前
２．（証券類の受入れ） （１）　この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （省略） （2026 年 10 月 1 日改定）	**２．（証券類の受入れ）** （１）　この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （省略） （2026 年 5 月 1 日改定）

納税準備預金規定　定期積金規定（新旧対比表）

変　更　後	変　更　前
２．（証券類の受入れ） （１）　この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （省略） （2026 年 10 月 1 日改定）	**２．（証券類の受入れ）** （１）　この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （省略） （2020 年 4 月 1 日改定）

通知預金規定規定（新旧対比表）

変　更　後	変　更　前
３．（証券類の受入れ） （１）　その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （省略） （2026 年 10 月 1 日改定）	**３．（証券類の受入れ）** （１）　小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （省略） （2020 年 4 月 1 日改定）

各種定期預金規程（新旧対比表）

変　更　後	変　更　前
１．（証券類の受入れ） （１）　その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （省略） （2026 年 10 月 1 日改定）	**１．（証券類の受入れ）** （１）　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （省略） （2020 年 4 月 1 日改定）